

## 大津市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域農業の中心となる農業者等が農地の集約化に取り組む際に必要となる農業生産の効率化のための農業用機械等の導入等を支援し、もって農業の成長産業化を図ることを目的とする。

### (補助対象者等)

第2条 この要綱による農地利用効率化等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)並びに補助金の額及び補助率は、別表のとおりとする。

### (経営体調書の提出等)

第3条 補助対象者は、補助事業を行おうとするときは、あらかじめ、市長が定める期日までに、農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官通知。以下「実施要綱」という。)第4第1項の支援計画(以下「支援計画」という。)を作成するに当たり必要となる滋賀県知事が定める経営体調書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、支援計画を作成し、滋賀県知事に提出するものとする。

3 市長は、支援計画について滋賀県知事の承認を受けたときは、第1項の書類を提出した者にその旨を通知するものとする。

### (交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、農地利用効率化等支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)、被災農業者向け農地利用効率化等支援事業費補助金(融資等活用型)交付申請書(様式第2号)又は農地利用効率化等支援事業費補助金(追加的信用供与型)交付申請書(様式第3号)とする。

2 前項の交付申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

### (決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、農地利用効率化等支援事業費補助

金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、農地利用効率化等支援事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

- 第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）又は農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により行うものとする。

（着手）

- 第7条 補助事業の着手は、規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定後に行うものとし、補助対象者（追加的信用供与型に該当する補助事業に係る補助対象者を除く。次項において同じ。）が補助金の交付の決定前に補助事業に着手する場合にあってはその理由を明記した農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定前事業着手届（様式第8号）を市長に提出するものとする。ただし、被災農業者支援タイプに該当する補助事業について、第3条第2項の規定による支援計画の提出の前に補助事業に着手したものにあっては、この限りでない。

- 2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定前に補助事業に着手する場合にあっては、補助対象者は、補助金の交付の決定があるまでのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

- 3 補助対象者は、補助事業に着手したときは、速やかにその旨を農地利用効率化等支援事業費補助金事業着手届（様式第9号）により、市長に届け出るものとする。ただし、第1項本文の規定による届出をして着手した補助事業及び第3条第2項の規定による支援計画の提出の前に補助事業に着手した被災農業者支援タイプに該当する補助事業にあっては、この限りでない。

- 4 補助対象者は、事業に着手したことが確認できる書類を提出することにより、前項に規定する農地利用効率化等支援事業費補助金事業着手届の提出に代えることができる。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

- 第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、農地利用効率化等支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第10号）、被災農業者向け農地利用効率化等支援事業費補助金（融資等活用型）事業変更承認申請書（様式第11号）若しくは農地利用効率化等支援事業費補助金（追加的信用供与

型) 事業変更承認申請書(様式第12号)又は農地利用効率化等支援事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第13号)とする。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書に添付したもののから変更があったもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の中止(廃止)承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業中止(廃止)理由書
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、農地利用効率化等支援事業費補助事業変更承認決定通知書(様式第14号)若しくは農地利用効率化等支援事業費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第15号)又は農地利用効率化等支援事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第16号)若しくは農地利用効率化等支援事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第17号)により行うものとする。

(完了)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了した場合には、速やかにその旨を農地利用効率化等支援事業費補助金事業完了届(様式第18号)により、市長に届け出るものとする。ただし、被災農業者支援タイプに該当する補助事業について、第3条第3項の規定による承認の前に補助事業が完了している場合にあっては、当該承認の通知を受けた後速やかに市長に届け出るものとする。

2 補助対象者は、事業の完了を確認できる書類を提出することにより、前項に規定する農地利用効率化等支援事業費補助事業完了届の提出に代えることができる。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、農地利用効率化等支援事業費補助事業実績報告書(様式第19号)、被災農業者向け農地利用効率化等支援事業費補助事業(融資等活用型)実績報告書(様式第20号)又は農地利用効率化等支援事業費補助事業(追加的信用供与型)実績報告書(様式第21号)とする。

2 前項の実績報告書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、農地利用効率化等支援事業費補助金確定通知書(様式第22号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、農地利用効率化等支援事業費補助金交付請求書(様式第23号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、農地利用効率化等支援事業費補助金交付請求書(様式第24号)とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第25号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、農地利用効率化等支援事業費補助金返還通知書(様式第26号)により行うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合は、速やかに市長に報告し、当該仕入控除税額に相当する額を市に返還しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月15日から施行する。
- 2 この要綱は、国の農地利用効率化等支援交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第17条及び第18条の規定は、同項に定める日後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

区分		補助対象者	補助事業	補助対象経費	補助金の額及び補助率
融資主体支援タイプ	融資主体型	<p>次に掲げる要件のいずれかを満たす者</p> <p>(1) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において、目標地図（法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられる者（認定農業者（法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。）、認定就農者（法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）及び基本構想（法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者をいう。以下同じ。）及び事業実施年度内に目標地図に位置付けられる者になることが確実であると市長が認める者</p> <p>(2) 地域計画を策定していない地域において、実質化された人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部を改正</p>	<p>支援計画に基づき融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用する次に掲げるもの</p> <p>(1) 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕</p> <p>(2) 農地等の造成、改良又は復旧</p>	<p>1 当該事業で導入する農業用機械等に係る経費</p> <p>2 当該事業で行う農地等の造成、改良又は復旧に係る経費</p>	<p>次に掲げる額のうち最も少ない額を限度額とし、その上限額は300万円（補助対象者（第1号に掲げる要件に該当する者に限る。）のうち、目標年度の経営面積が実施要綱別記I第2第2項第5号アからエまでに掲げる基準以上となる場合にあっては600万円、先進的農業経営確立支援タイプの場合にあっては1,500万円（個人の場合は1,000万円）とする。</p> <p>(1) 補助対象経費に10分の3を乗じて得た額</p> <p>(2) 補助対象経費のうち融資額</p> <p>(3) 補助対象経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額</p>

する要綱（令和5年4月1日付け4  
経営第3216号農林水産省経営局  
長通知）附則第5項の規定により  
なお従前の例によるものとされ  
る「人・農地プランの具体的な  
進め方について」（令和元年6月  
26日付け元経営第494号農林水  
産省経営局長通知）第2項第1号の  
実質化された人・農地プランを  
いい、同通知第3項により実質化  
された人・農地プランとみなす  
ことができる人・農地プラン及  
び同通知第4項により実質化され  
た人・農地プランとして取り扱  
うことのできる同種取決め等を  
含む。以下同じ。）に位置付け  
られる中心経営体及び事業実施  
年度内に実質化された人・農地  
プランに位置付けられる中心経  
営体になることが確実であると  
市長が認める者

(3) 地域計画を策定していない地  
域において、継続的な農地利用  
を図る者のうち、次に掲げる者  
の区分に応じ、当該各号に定め  
る要件を満たすもの

ア 農業者又は農業者の組織す  
る団体 10年後の農業経営の  
継続意向及び地域が目指すべ  
き将来の集約化に重点を置い  
た農地利用の姿の作成に向け  
た話し合い等への参加の意思が  
明確になっており、それらを

	<p>証する書面を市長に提出していること。</p> <p>イ アに掲げる者から委託を受けて農作業を行う者 次の要件を満たすものであること。</p> <p>(7) 10年後の農作業受託の継続意向が明確になっていること。</p> <p>(i) 法人であること。</p> <p>(ii) 農用地で行われる農作業を受託するものであり、農作業の受託料金が明確であること。</p> <p>(iii) 農作業の受託が可能な体制が整備されていること。</p> <p>(4) 地域計画及び実質化された人・農地プランを策定していない地域において、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条の規定による指定を受けた法人をいう。）から賃借権等の設定等（中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び法第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。）を受けた者</p>			
追加的	滋賀県農業信用基金協会	融資主体型補助事業を実施する者が金融機関から受ける融資に対し、補	保証債務の弁済及び求償権の償却に係る費用に充てるため	支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額

	信用 供与 型		助対象者が保証を行う場 合における保証債務の弁 済及び求償権の償却に係 る費用に充てるための基 金を積立てる事業	の基金を積立てる経 費	の合計額に15分の1を乗じて 得た額に相当する額
被災 農業 者支 援 タイ プ	融 資 等 活 用 型	<p>気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体（以下「被災農業者等」という。）であって、農産物の生産に必要な農業用機械等について、気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市長から受けたもの</p>	<p>被災農業者等がプロジェクト融資又は地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援（以下「地方の支援措置」という。）を活用し、自らの経営のために行う次に掲げる事業であって、別途農林水産省経営局長が対象となる災害ごとに定める内容に沿ったもの</p> <p>(1) 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得</p> <p>(2) 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入</p> <p>(3) 第1号に掲げる事業と一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備</p> <p>(4) 農産物の生産に必</p>	<p>農業用機械等の復旧、取得又は修繕に係る経費</p>	<p>次の各号のいずれか少ない額を限度額とする。</p> <p>(1) 補助対象経費に10分の3を乗じて得た額</p> <p>(2) 補助対象経費からプロジェクト融資の額（補助の対象となる復旧に係る農業用機械等（以下「補助対象機械等」という。）が園芸施設共済に加入している場合にあつては、プロジェクト融資の額及び支払共済金）及び地方の支援措置を控除して得た額</p> <p>(3) 補助対象機械等が園芸施設共済に加入している場合にあつては補助対象経費に2分の1を乗じて得た額から支払共済金に2分の1を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合にあつては補助対象経費に2分の1を乗じて得た額から、補助対象経費に補助対象機械等の経過年数及び施設の種類に該当する時価現有率（園</p>

		<p>要な農業用機械（耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得</p> <p>(5) 気象災害等により被害を受けた営農施設等の補強</p>		<p>芸施設共済価額設定準則（平成30年3月28日農林水産省告示第655号）別表1の時価現存率をいう。）並びに10分の4（園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に2分の1を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額</p>
追加的信用供与型	滋賀県農業信用基金協会	<p>融資等活用型補助事業を実施する者が金融機関から受ける融資に対し、補助対象者が保証を行う場合における保証債務の弁済及び求償権の償却に係る費用に充てるための基金を積立てる事業</p>	<p>保証債務の弁済及び求償権の償却に係る費用に充てるための基金を積立てる経費</p>	<p>支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額</p>
条件不利地域支援	<p>実施要綱別記Ⅲ第1第3項第1号アからウまでに掲げる要件のいずれかを満たす者</p>	<p>支援計画に基づき行う実施要綱別表1第3項各号に掲げる事業</p>	<p>当該事業において導入する農業用機械等に係る経費及び当該事業において行う簡易な基盤整備に係る経費</p>	<p>補助対象経費に2分の1（農業用機械等（水稻直播機、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。）の導入にあつては、3分の1）を乗じて得た額（その額が4,000万円を超えるときは、4,000万円とす</p>

タイプ

る。)

農地利用効率化等支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、※\_\_\_\_\_に係る大津市農地利用効率化等支援事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

※ 融資主体型、条件不利地域支援タイプのいずれかを記載

1 補助年度 年度

2 事業の目的

3 整備内容及び経費の内訳（実績）

整備内容	工期		総事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備考
	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※ 必要に応じて積算内訳を記載すること。

4 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

5 交付申請金額 円

6 補助事業の着手予定年月日及び完了予定年月日 着手 年 月 日  
完了 年 月 日

様式第2号（第4条関係）

被災農業者向け農地利用効率化等支援事業費補助金（融資等活用型）交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、被災農業者向け農地利用効率化等支援事業費補助金（融資等活用型）に係る補助金の交付について、次のとおり申請します。

1 補助年度 年度

2 事業の目的

3 整備内容及び経費の内訳（実績）

No	整備内容	工期		共済金支払通知書の関連する棟番号	施工場所
		着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日		
1					
2					

No	総事業費 (A)=(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	経費の内訳（円）						園芸施設共済のうち特定園芸施設支払額の合計額（円）
		補助金 (B)	融資額 (C)	地方公共団体等			自己資金 (G)	
				都道府県 (D)	市町村 (E)	その他 (F)		
1								
2								
計								

No	被災施設の建設時における国庫補助事業の活用状況				原型復旧に該当するか否か (被災施設建設時に国庫補助利用かつ再建の場合記入)				備考
	国庫補助事業		国庫補助事業名	実施年度					
1	<input type="checkbox"/>	該当する		年度	<input type="checkbox"/>	該当する	<input type="checkbox"/>	該当しない	
2	<input type="checkbox"/>	該当する		年度	<input type="checkbox"/>	該当する	<input type="checkbox"/>	該当しない	

※ 必要に応じて積算内訳を記載する。





農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付で申請のあった農地利用効率化等支援事業費補助金の交付について、  
次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	
交付決定金額	円
交付条件	

農地利用効率化等支援事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった農地利用効率化等支援事業費補助金について、次のとおり  
交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交付申請金額	円
交付しないことと 決定した理由	

農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした農地利用効率化等支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした農地利用効率化等支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定前事業着手届

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年度農地利用効率化等支援事業に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、次のとおり届け出ます。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担します。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行いません。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

農地利用効率化等支援事業費補助金事業着手届

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年度農地利用効率化等支援事業に基づく事業について、次のとおり着手したので届け  
出ます。

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
着工場所	
契約年月日	
完了予定年月日	

(注) 工程表等を添付すること。

農地利用効率化等支援事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった農地利用効率化等支援事業費補助金の補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助年度 年度
- 2 変更の理由
- 3 整備内容及び経費の内訳（実績）

整備内容	工期		総事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備考
	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		補助金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※ 必要に応じて積算内訳を記載すること。

- 4 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 ( 年度)	2年度目 ( 年度)	目標年度 (3年度目)

- 5 変更の年月日 年 月 日

(注) 補助金の交付決定により通知された「整備内容及び経費の内訳」と変更後の「整備内容及び経費の内訳」とを容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。



No	被災施設の建設時における国庫補助事業の活用状況			原型復旧に該当するか否か (被災施設建設時に国庫補助 利用かつ再建の場合記入)	備考	
	国庫補助事業					
		国庫補助事業名	実施年度			
1	<input type="checkbox"/>	該当する		年度 <input type="checkbox"/>	該当する <input type="checkbox"/>	該当しない <input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	該当する		年度 <input type="checkbox"/>	該当する <input type="checkbox"/>	該当しない <input type="checkbox"/>

※ 必要に応じて積算内訳を記載する。

#### 4 農業経営の状況

##### (1) 農業経営の維持

項目	
農業経営の維持	<input type="checkbox"/> 引き続き農業経営を継続する場合にチェックを入れてください。

##### (2) 農業経営の改善を図るための取組

項目	現状	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	3年度目 (年度)	取組の具体的な内容

#### 5 変更の年月日 年 月 日

(注) 補助金の交付決定により通知された「整備内容及び経費の内訳」と変更後の「整備内容及び経費の内訳」とを容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

農地利用効率化等支援事業費補助金（追加的信用供与型）事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

滋賀県農業信用基金協会  
会長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった農地利用効率化等支援事業費補助金（追加的信用供与型）の補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 補助年度 年度
- 2 変更の理由
- 3 事業の内容及び計画
- 4 経費の内訳

経営体名	資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A)×1/15	備考
	農業近代化資金				
	農業改良資金・青年等就農資金				
	その他の資金				
計					
	農業近代化資金				
	農業改良資金・青年等就農資金				
	その他の資金				
計					
合計					

- 5 変更の年月日 年 月 日

（注） 補助金の交付決定により通知された「経費の内訳」と変更後の「経費の内訳」とを容易に比較対照できるよう変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第13号（第8条関係）

農地利用効率化等支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった農地利用効率化等支援事業費補助金の補助事業の中止（廃止）の補助事業の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

農地利用効率化等支援事業費補助金事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした農地利用効率化等支援事業費補助金の補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第15号（第9条関係）

農地利用効率化等支援事業費補助金事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした農地利用効率化等支援事業費補助金の補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第16号（第9条関係）

農地利用効率化等支援事業費補助金事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした農地利用効率化等支援事業費補助金の補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第17号（第9条関係）

農地利用効率化等支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした農地利用効率化等支援事業費補助金の補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

農地利用効率化等支援事業費補助金事業完了届

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年度農地利用効率化等支援事業に基づく事業について、次のとおり事業が完了したので届け出ます。

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
契約場所	
契約年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日（又は予定日）	
引渡し年月日（又は予定日）	

(注) 必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。







農地利用効率化等支援事業費補助金 (追加的信用供与型) 実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

滋賀県農業信用基金協会  
会長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった農地利用効率化等  
支援事業費補助金 (追加的信用供与型) の補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第  
1 4 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助年度 年度
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容及び計画
- 4 経費の内訳

経営体名	資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	補助金 (A) × 1/15	備 考
	農業近代化資金				
	農業改良資金・青年等就農資金				
	その他の資金				
計					
	農業近代化資金				
	農業改良資金・青年等就農資金				
	その他の資金				
計					
合計					

- 5 補助事業の着手年月日及び完了年月日 年 月 日
- 6 交付決定金額 円
- 7 補助金の既交付額 円
- 8 補助事業の経費精算額 (補助対象金額) 円
- 9 添付書類  
追加的信用供与補助事業による保証実績を証する書類

農地利用効率化等支援事業費補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした農地利用効率化等支援事業費補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

農地利用効率化等支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

補助事業者 住所

氏名 ⑩  
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった農地利用効率化等支援事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通・当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

農地利用効率化等支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

補助事業者 住所

氏名 ⑩  
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった農地利用効率化等支援事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 決 定 金 額	円	
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
振 込 融 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした農地利用効率化等支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

農地利用効率化等支援事業費補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした農地利用効率化等支援事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。